

一人親方労災保険のご案内

2024.7

浜松中央建設業労災組合

大工・左官・板金・電気工事等を行う建設業の一人親方

浜松自動車運送業労災組合

陸運局の認可を受けた個人タクシー・貨物運送等の事業主

浜松商工会議所には労働大臣の認可を受けた「浜松中央建設業労災組合」と「浜松自動車運送業労災組合」があり、この組合には、従業員を使用していない建設業の一人親方や運送業の事業主の方でも「労災保険」に特別加入することができます。

加入資格

浜松商工会議所の会員であり、更に下記の要件を満たしていることが必要となります。

(非会員の方については、労災組合加入時に商工会議所の会員となっていただきます。)

建設業	<input type="checkbox"/> 職種が大工・左官・とび・板金・電気工事他建設に係るもの ※建設業一人親方のうち、職種が溶接（アーク溶接等）・塗装（シンナー等）・ハツリ解体・除染作業・研磨他有害業務のものについては加入時に労働基準監督署指定の病院で健康診断の受診が必要な場合もあります。 <input type="checkbox"/> 下請工事が100% ※元請工事がある場合は、元請工事用の労働保険番号の設置が必要な場合もあります。 <input type="checkbox"/> 常態として従業員を使用していない方 ※臨時で従業員を使用する場合は使用する日の合計が年間100日を超えないこと。
運送業	自動車、原動機付自転車及び自転車を使用して行う旅客、貨物運送業（個人タクシー、個人貨物運送業など）で、労働者を常態として使用していない方。

加入時に給付基礎日額を3,500円から25,000円の範囲で選択していただくことにより年間の労災保険料と補償額が自動的に決定されます。

給付基礎日額	3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	25,000
建設業(年間)	21,709	24,820	31,025	37,230	43,435	49,640	55,845	62,050	74,460	86,870	99,280	111,690	124,100	136,510	148,920	155,125
運送業(年間)	14,047	16,060	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	48,180	56,210	64,240	72,270	80,300	88,330	96,360	100,375

新規加入者については初年度分のみ、加入時に現金にて一括納付していただきます。(年度中途の加入はすべて月割りとなります)

【加入にあたりかかる費用＝①・②・③の合計額】

① 保険料(上記から選択) + ② 事務手数料5,280円(消費税込) + ③ 商工会議所年度会費10,000円

※②は10円未満切捨て ③は会社形態により異なる場合があります。

●加入の翌年度から保険料等は原則として預金口座振替で納付していただきます。

(振替日…【一括】6/25【3分割】6/25, 9/25, 12/25)

●保険料は、当所労災組合が加入者本人に対し請求し国に納付するもので、税法上は本人の社会保険料となります。

●保険の有効期間は一年間(当年4/1～翌年3/31)で毎年更新手続きが必要です。

●給付基礎日額は、年度更新手続きの際のみ変更することができます。

《加入手続きの際に必要なもの》

- 印鑑(認印・通帳印) 通帳(口座番号・名義のわかるもの) 現金(保険料+事務手数料+商工会議所年度会費)
- 身分証明書(運転免許証、パスポート、個人番号カード等) ※外国籍の方は在留カード必要
- 取引先(親会社)の会社名、住所、電話番号 【運送業の方のみ】車検証(自動車のみ) メールアドレス

《ご利用できる金融機関》

・静岡銀行 ・浜松磐田信用金庫 ・遠州信用金庫 ・静岡中央銀行 ・清水銀行 ・スルガ銀行

＜加入手続き・お問い合わせは＞

浜松中央建設業労災組合・浜松自動車運送業労災組合 (窓付時間 9:00～16:00)

〒432-8501 浜松市中央区東伊場2-7-1 (2F 浜松商工会議所事務所内) TEL(053)452-1113・FAX(053)452-6685

労災保険の特別加入制度

特別加入とは？

R6.7.30

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行なう制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

労働者を使用しないで建設業や貨物運送の事業を行なうことを常態とする一人親方その他自営業者及びその事業に従事する人も浜松商工会議所を通じて特別加入制度の申請をすることで、労災保険の補償の対象となることができます。(第2種特別加入)

給付の種類	主な補償内容	支給金額計算例 (給付基礎日額10,000円の場合)	申請書類 ()内は通災用
療養(補償)給付	業務上又は通勤途上でケガをして、治療を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で治療が受けられます(現物給付)。その他の医療機関で治療を受けた場合にも、治療に要した費用が支給されます。	給付基礎日額の金額にかかわらず、労災病院、又は労災指定病院に書類を提出することによって、そのケガが治癒するまで無料で治療が受けられます。	指定病院 様式5号(16-3) 上記以外の病院 様式7号(16-5)
休業(補償)給付	入院等、治療の為に働くことができない場合、休業してから 4日目以降 休業1日につき、給付基礎日額の 80% (休業補償60%+休業特別支給金20%)が支給されます。	業務上のケガが原因で53日間入院した場合 $10,000円 \times 80\% \times (53 - 3日) = 400,000円$ が支給されます。	様式8号(16-6)
傷病(補償)年金	業務上又は通勤途上のケガが治療を始めてから1年6ヶ月以上たっても治らず、そのケガによる疾病の状態が傷病等級表に該当する場合は、程度に応じ給付基礎日額の245日～313日分の年金と、100万～114万円の傷病特別支給が一時金として併せて支給されます。	両眼の視力が0.02以下になっている場合、傷病等級2級に該当 $10,000円 \times 277日分 = 277万円(年金) + 傷病特別支給金107万円(一時金)$ が支給されます。	手続きは必要ありません (労働基準監督署の職権で支給決定されます)
障害(補償)給付	ケガが治っても身体に一定の障害(後遺症)が残った場合には、その障害の程度に応じて、給付基礎日額の131日～313日分の年金、又は56日～503日分の一時金が支給され、加えて障害特別支給金が8万円～342万円の一時金で支給されます。	片耳の聴力を全く失った場合、障害等級9級に該当 $10,000円 \times 391日分 = 391万円(一時金) + 障害特別支給金50万円(一時金)$ が支給されます。	様式10号(16-7)
介護(補償)給付	障害(補償)年金又は、傷病(補償)年金の1級の者全てと2級の精神神経・胸腹部臓器の障害者が、実際に介護を受けていて、常時介護が必要な場合は、上限一月177,950円まで、随時介護が必要な場合は、上限一月88,980円まで支給されます。	家政婦を常時雇っており、一月に介護の費用として200,000円を支払った場合 給付の上限を超えているため、上限の177,950円が給付基礎日額の金額に関係なく支給されます。	様式16号2-2
遺族(補償)給付	業務上又は通勤途上の事由により死亡した場合には、その遺族に対して給付基礎日額153日～245日分の年金が、年金を受けることのできる遺族のいない時は、一時金(給付基礎日額の1,000日分)が支給され、加えて遺族特別支給金(一時金)として300万円が支給されます。	妻と18歳未満の子が2人で遺族の合計が3人の場合 $10,000円 \times 223日分 = 223万円(年金) + 遺族特別支給金300万円(一時金)$ が支給されます。	年金は 様式12号(16-8) 一時金は 様式15号(16-9)
葬祭料(給付)	業務上又は通勤途上の事由により死亡した者の葬儀を行う者に対して、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額、又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	$10,000円 \times 60日分 = 60万円 < 10,000円 \times 30日分 + 315,000円 = 615,000円$ 。従って高い方の金額615,000円が支給されます。	様式16号(16-10)

！特別加入者の労災保険請求にあたっての諸注意！

- ・休業(補償)給付については、ケガをする以前に従事していた仕事ができなくなるだけでなく、自宅療養中の電話番号、経理処理など、一切の労働が不能となる状態でないと支給はされません。
- ・労災保険の請求を行う場合、請求書に労災組合の証明印が必要となりますので、提出前に当労災組合宛ご連絡下さい。
- ・特別加入者が業務災害または通勤災害を被った場合には保険給付が行なわれますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には支給制限(全部または一部)が行なわれることがあります。
- ・特別加入の補償範囲等については厚生労働省及び労働基準監督署にて定められているため、詳細についてはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。